



育児支援制度について(福井大学)

番号	種類	内容	期間	育児取得	常勤職員	契約職員	パート職員	特別雇用職員
					○：有給、△：無給			
1	保健指導、健康診査	妊産婦（妊娠中又は出産後1年以内の者）若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者である職員が勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けるとき	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回	可	○	○	○	○
2	通勤緩和、休憩（補食等）	妊産婦である職員が、通勤緩和、休憩（補食等）のため勤務しないとき	妊娠中又は出産後1年以内	—	○	○	○	○
3	産前休暇	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出たとき	出産の日までの申し出た期間	—	○	△	△	△
4	産後休暇	女性職員が出産したとき	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間経過した女性職員が申し出た場合で医師が支障がないと認めた業務につく期間を除く。）	—	○	△	△	△
5	育児休業	3歳（契約職員及びパート職員等については、原則1歳。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には1歳6ヶ月。子が1歳6ヶ月を超えても休業が必要と認められる一定の場合には2歳）に満たない子を養育するとき *（契約職員及びパート職員等は、引続き雇用された期間が1年以上あり、子が1歳6か月（子が1歳6か月を超えても休業が必要と認められる場合にあっては2歳）に達する日までに雇用が満了することが明らかでないことが必要）	子が3歳（契約職員及びパート職員等については、原則1歳。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には1歳6ヶ月。子が1歳6ヶ月を超えても休業が必要と認められる一定の場合には2歳）に達する日までの、申し出による連続した期間	可	△	△	△	△
6	育児部分休業	常勤職員及び1週間の勤務時間が38時間45分の特別雇用職員が小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するとき（パート職員及び1週間の勤務時間が38時間45分に満たない特別雇用職員は、3歳に満たない子を養育するとき）、定められた勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、30分単位で取得 *（パート職員及び特別雇用職員は1日の所定労働時間が6時間を超える場合のみ部分休業が可能）	●常勤職員及び1週間の勤務時間が38時間45分の特別職員は、子が小学校第3学年の終期を経過するまでの期間（パート職員及び1週間の勤務時間が38時間45分に満たない特別雇用職員は、子が3歳に達するまで）	可	○	○	○	○
					（勤務しない時間は減額）			
7	育児短時間勤務	常勤職員及び1週間の勤務時間が38時間45分の特別雇用職員が、同居する小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するとき（パート職員及び1週間の勤務時間が38時間45分に満たない特別雇用職員は、同居する3歳に満たない子を養育するとき）、定められた勤務形態のうち、いずれかを選択して勤務 *（パート職員及び特別雇用職員は1日の所定労働時間が6時間を超える場合のみ育児短時間勤務が可能）	●常勤職員及び1週間の勤務時間が38時間45分の特別職員は、子が小学校第3学年の終期を経過するまでの期間（パート職員及び1週間の勤務時間が38時間45分に満たない特別雇用職員は、子が3歳に達するまで）	可	○	○	○	○
					（勤務しない時間は減額）			
8	保育休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき	1日2回それぞれ30分以内の期間	可	○	△	△	△
9	出産の付き添い	妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき	2日の範囲内の期間	可	○	○	○	○
10	男性職員の育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあたっては14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	（出産1回につき）5日の範囲内の期間	可	○	○	○	○
11	看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	可	○	○ （一会計年度）	○ （一会計年度）	○ （一会計年度）
12	早出遅出勤務	小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う職員が請求した場合	国立大学法人福井大学職員の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程による	可	有	有	有	有
13	深夜勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができる者を除く。）が当該子を養育するために請求した場合	国立大学法人福井大学職員の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程による	可	有	有	有	有
14	時間外勤務の制限	小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合	国立大学法人福井大学職員の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程による（1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。）	可	有	有	有	有
15	所定労働時間を超えた労働の制限	3歳未満の子の養育を行う職員が請求した場合	国立大学法人福井大学職員の育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規程による	可	有	有	有	有